

車両出入口設置基準

この基準は、敦賀市が管理する道路における車両出入口の設置に伴う、歩道の切下げ工事及びそれに関連する工事について、必要な事項を定めるものである。

この基準によりがたい場合、又は、この基準に定めのない事項については、道路管理者の指示に従うものとする。

車両出入口の承認基準

- (1) 乗入口の幅員は自動車の利用状況に応じ必要最低限とし、別表第1に基づき定めるものとする。
- (2) 乗入箇所は、原則として1敷地につき1箇所とする。ただし、出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合及び大型の貨物自動車が入出する場合は、2箇所以上とすることができる。その場合、出入口の間隔は10m以上とするものとする。
- (3) 乗入口の構造は、別図第2—1 から別図第2—4 並びに別表第2の舗装厚表によること。
- (4) 乗入口が近接又は連続する場合は次のとおりとする。
 - ① 隣接地との車両出入口が連続する歩道切下げ間隔は、1.8m以上（段差ブロック含む）確保するものとする。
 - ② 1敷地で2箇所以上の出入口を設ける場合は、出入口の間隔は10m以上（段差ブロック含む）とするものとする。
 - ③ 駐車場が道路に面して連続している場合や切下げが既に設置されている等、特に止むを得ない場合は、この限りではない。
- (5) 乗入口は次に掲げる箇所以外の箇所であること。
 - ① 横断歩道の中及び前後5m以内の部分。
 - ② トンネルの前後各50m以内の部分。
 - ③ バス停留所、但し停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。
 - ④ 地下道、横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。
 - ⑤ 交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。)の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分、但しT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - ⑥ バス停車帯の部分。
 - ⑦ 橋の部分。
 - ⑧ 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

- ⑨ 交通信号機、道路照明灯、道路反射鏡、植栽等の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。
- (6) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。
- (7) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2mの間隔をとること。
- (8) 官民境界沿いに側溝がある場合には、通過する車両に耐えられる側溝蓋等を設置すること。
- * 自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障のないと認められる場合は、(5)の②から④、⑥は適用しないことができるものとする。

別表第1

申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し下表を適用する。

区分	車両種別			乗入幅	使用目的等
	車種	幅	長さ		
A	乗用車 小型貨物自動車	2.0m以下	6m以下	4.0m以下	一般宅地の出入口
B	乗用車 小型貨物自動車	2.5m以下	6m以下	6.0m以下	店舗、事務所、マンション等の出入口、駐車場（注(5)）
C	普通貨物自動車等 （6.5 t 以下）	2.5m以下	12m以下	8.0m以下	普通貨物車が出入する店舗・事務所等の出入口
D	中型及び大型貨物自動車等	2.5m以下	12m以下	12.0m以下	給油所、工場、倉庫等の出入口

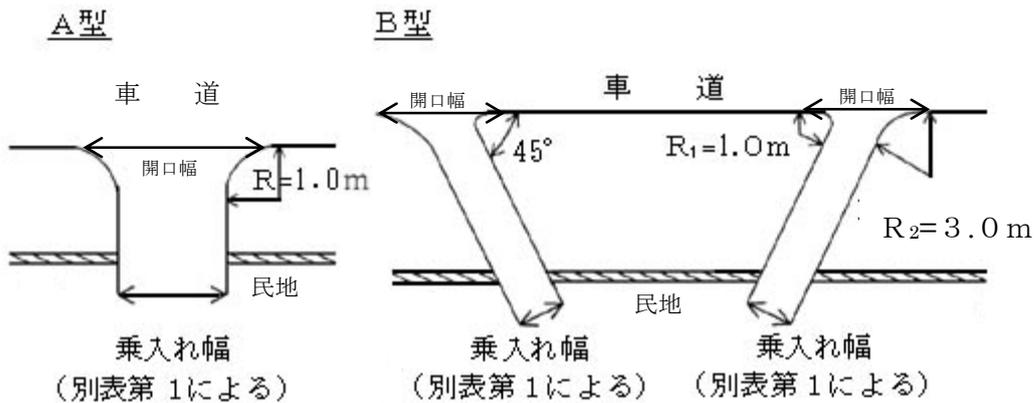
(注)

- (1) 取付方法については、別図第1を標準とし特殊な箇所については別途考慮することができる。
- (2) 出入りする車種の最大のを適用する。
- (3) 車種はいずれも単車の場合である。トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。
- (4) 乗入幅の数値はA型、B型いずれも乗入方向に直角方向の長さとする。
- (5) 一般宅地等において、止むを得ず駐車場を並列駐車とする場合（概ね3台以上）は、土地利用図等を添付することで、乗入幅を広げることが出来る。この時の乗入幅は6.0m以下とする。
- (6) 乗入口にRを設ける場合、開口幅は別表第1の乗入幅に別図第2のR1、R2を足した幅を最大とする。

例：区分A、A型の場合

$$\text{開口幅} = \text{乗入幅} + R1 + R2 = 4.0\text{m} + 1.0\text{m} + 1.0\text{m} = 6.0\text{m}$$

別図第 1



別表第 2 舗装厚表

乗入規格表による車種により下表を適用する。

単位：cm

区分	車種	セメントコンクリート舗装		アスファルト舗装			インターロッキング舗装			
		コンクリート	路盤	密粒度	粗粒度	路盤	ブロック	モルタル	コンクリート	クラッシャーラン
A, B	乗用、小型貨物自動車	15	10	5		25	6	3	10	15
C	普通貨物自動車等	20	20	5	5	25	8	3	20	20
D	大型及び中型貨物自動車等	25	25	5	10	30	8	3	25	25

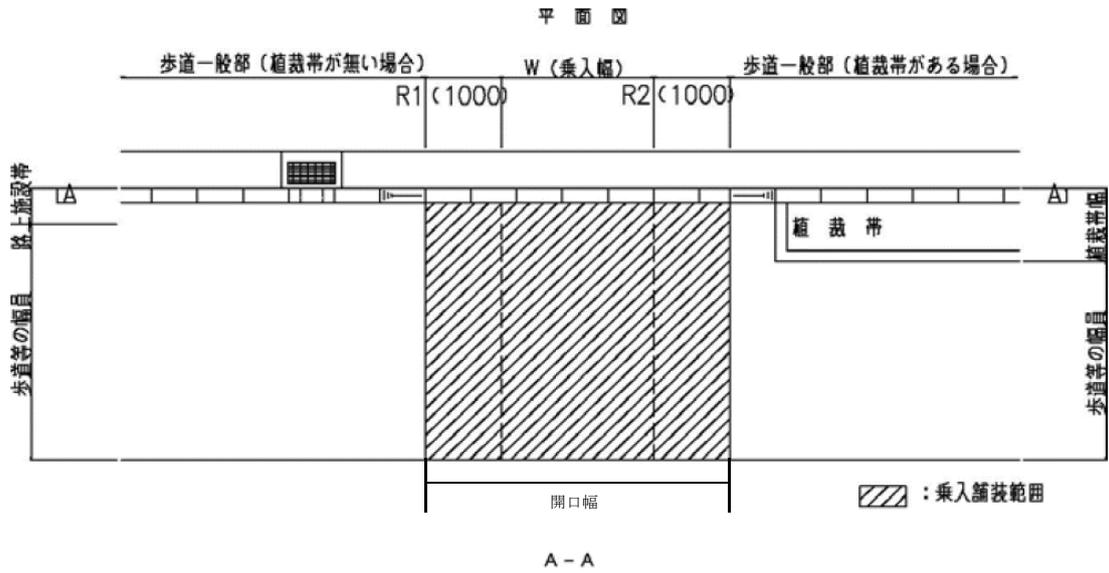
(注)

- (1) 舗装厚は出入する車種の最大のものを適用する。
- (2) コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要綱によるものとし、生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) $\sigma 28=21\text{kN/m}^2$ 以上とする。
- (3) アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要綱によるものとする。
- (4) インターロッキング舗装等の場合の生コンクリート呼び強度(設計基準強度) $\sigma 28=18\text{kN/m}^2$ 以上とする。また、モルタルについては空練モルタル 1 : 3 を使用すること。
- (5) 路床土は良質土を用いるものとする。
- (6) 路盤材料は粒度調整碎石またはクラッシャーランを用いるものとする。
- (7) 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても舗装厚は、減じないものとする。
- (8) 上表は申請者自らが施工する場合であり道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については別途考慮できるものとする。

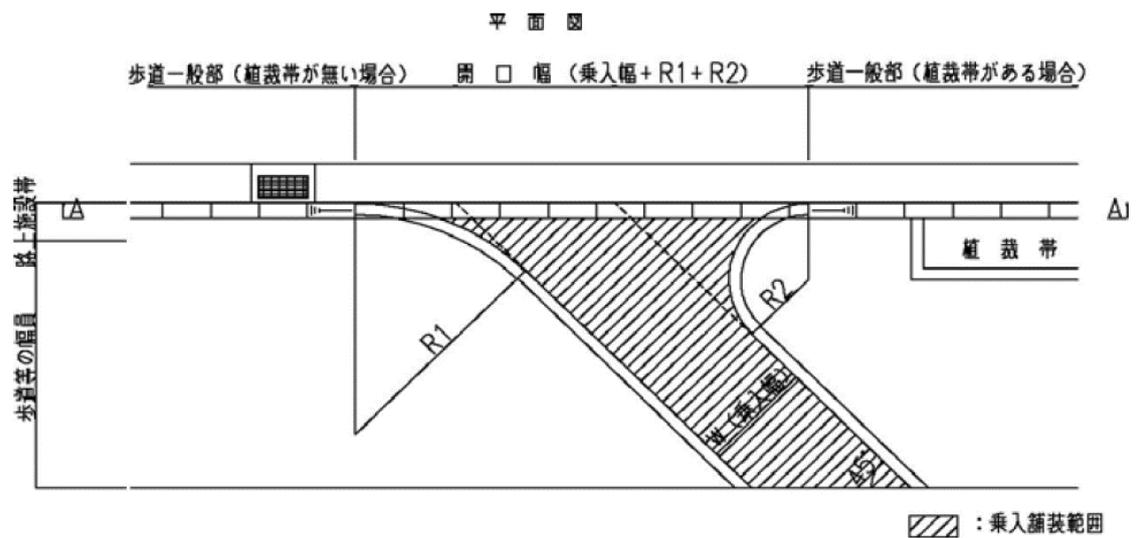
別図第 2

別図第 2—1 セミフラット形式

・ A 型



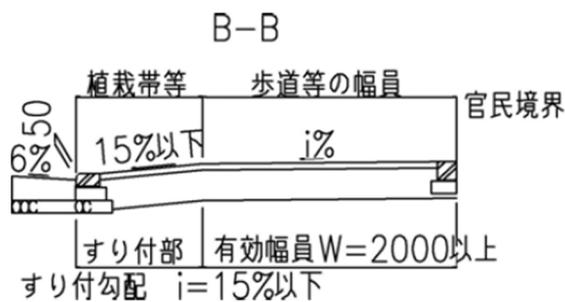
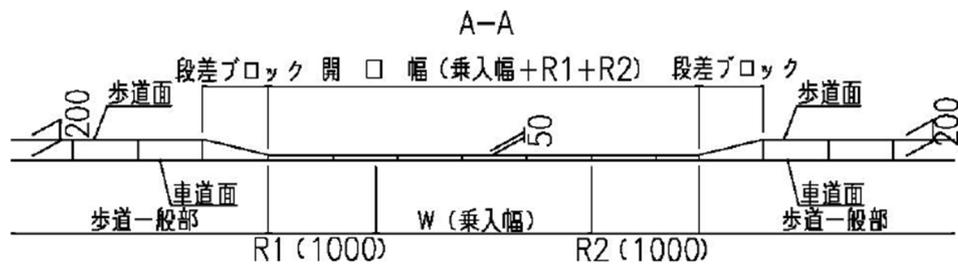
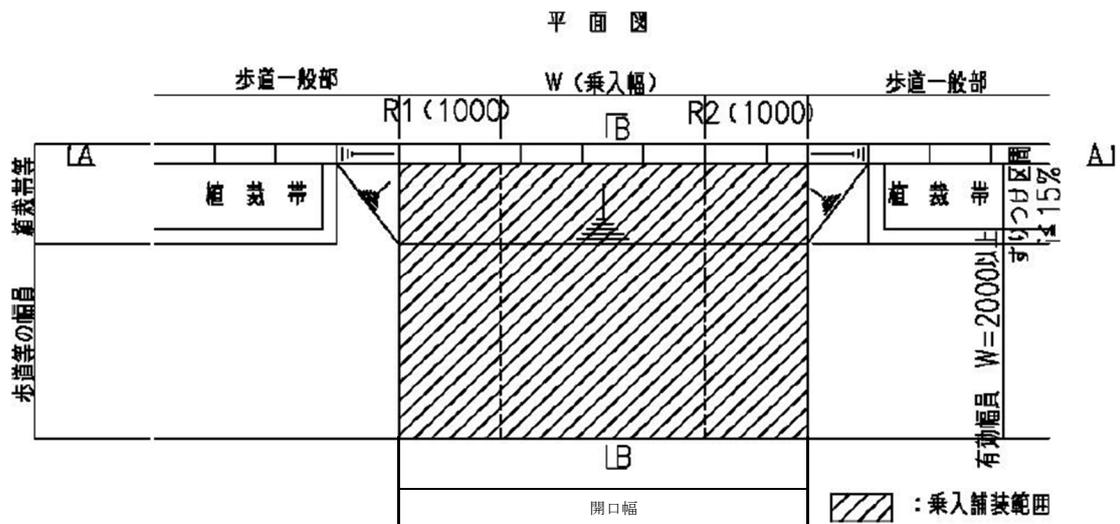
・ B 型





別図第 2-2 マウントアップ形式

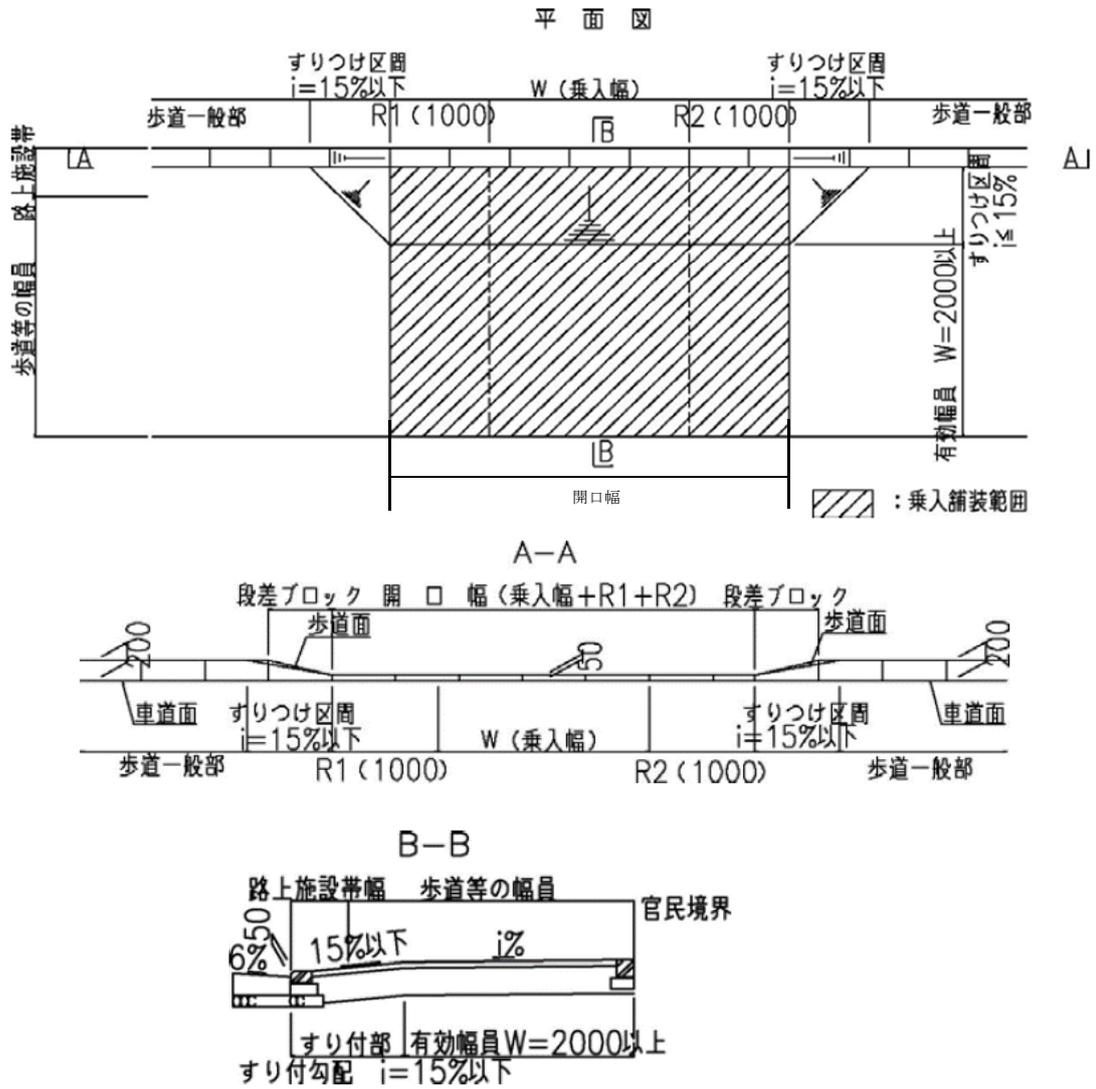
・植栽帯がある場合



※歩道の横断勾配は設計便覧によるものとする

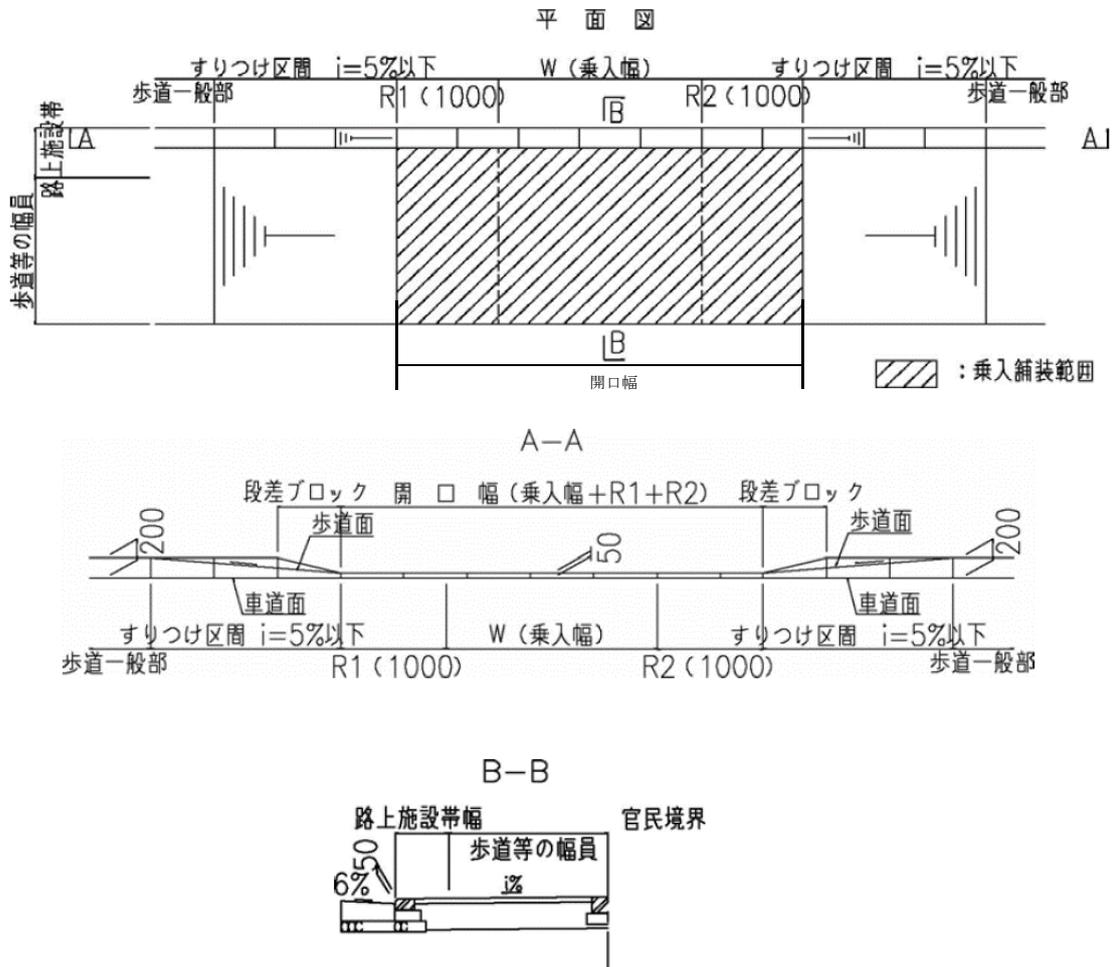
別図第 2—3 マウントアップ形式

・植栽帯がない場合



別図第 2—4 マウントアップ形式

- ・歩道が狭い場合 ($W \leq 2.0$ m の場合)



※歩道の横断勾配は設計便覧によるものとする

附 則

この基準は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。